

茨城町の給与・定員管理等について、地方公務員法58条2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年4月30日

茨城町長 小林 宣夫

茨城町の給与・定員管理等について

【公表内容は、総務省の公表様式に基づくものです。】

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	35,216	9,425,341	247,374	2,494,773	26.5	28.1

- (注) 1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。また、事業費支弁に係る職員分を含みます。
2 実質収支とは、歳入から歳出を差し引いた収支から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

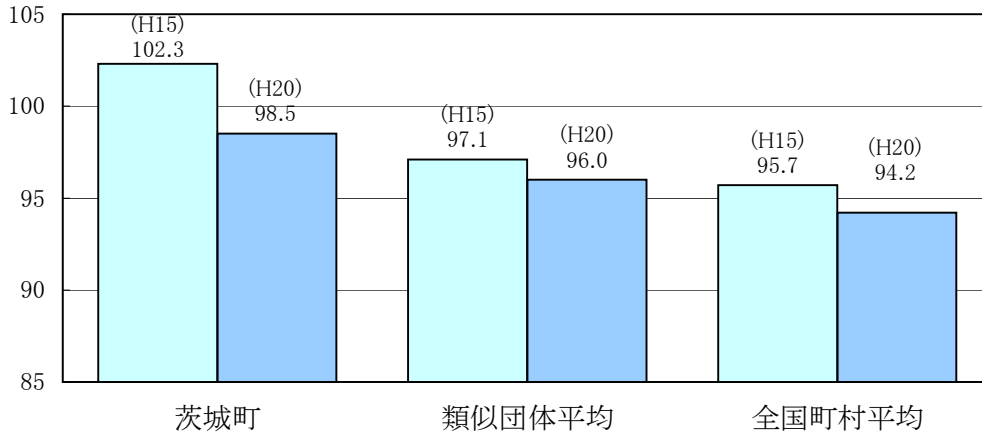
区分	職員数 A	給 与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	271	1,117,929	154,276	468,512	1,740,717	6,423

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成19年4月1日現在の一般職の職員数です。

(3) 特記事項

- ①一般職について、給料を一律3%減額しています。(実施期間:平成20年4月1日～平成22年3月31日)
②特別職について、給料を、町長は20%、副町長及び教育長は15%減額しています。(実施期間:平成19年7月1日～平成23年4月26日)

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
20年度	392,920円	392,815円	105円	0.00%	0.00%	0.00%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において国民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給割合 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
20年度	4.51月	4.50月	0.01月	0.00月	4.50月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況（企業職を除く）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
茨城町	歳 月 44 4	347,911円	392,800円	369,041円
茨城県	歳 月 43 0	339,361円	416,313円	373,186円
国	歳 月 41 1	325,113円	—	387,506円
類似 団体	歳 月 43 3	332,973円	389,029円	368,156円

②技能労務職

区 分	公務員				民間			参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
茨城町	45.3歳	12人	360,483円	377,792円	377,792円	—	—	—	—
うち調理員	44.5歳	9人	356,878円	372,211円	372,211円	調理士	41.7歳	255,800円	1.46
うちその他	47.5歳	3人	371,300円	398,033円	398,033円	—	—	—	—
茨城県	48.0歳	500人	328,695円	375,292円	353,788円	—	—	—	—
国	48.9歳	4784人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—
類似団体	48.3歳	20人	286,823円	313,491円	304,854円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
茨城町	—	—	—
うち調理員	6,252,232円	3,497,833円	1.79
うちその他	6,664,796円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
茨城町	歳 月 34 9	284,254円	307,230円
茨城県	歳 月 44 5	388,455円	442,737円
類似 団体	歳 月 42 1	317,713円	342,219円

(注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		茨城町	茨城県	国
一般行政職	大学卒	167,100円	166,173円	172,200円
	高校卒	140,200円	135,197円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,200円	130,854円	—
	中学卒	—	124,678円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	261,250円	305,430円	349,700円
	高校卒	—円	269,400円	310,360円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円

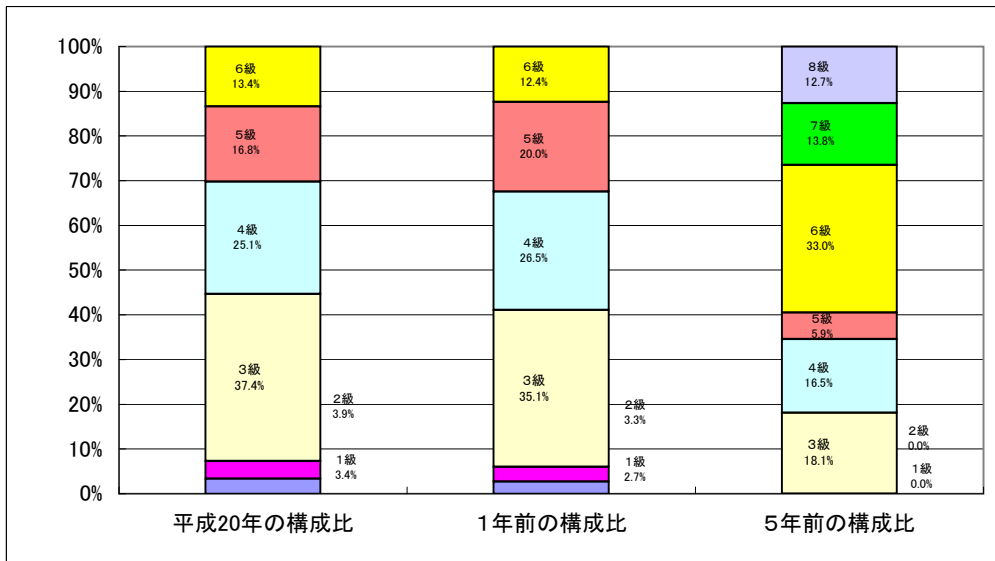
※ 技能労務職については、上記の経験年数に該当する職員なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況（企業職を除く）

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	6 人	3.4 %
2 級	主事	7 人	3.9 %
3 級	係長・主幹	67 人	37.4 %
4 級	課長補佐・係長・主査	45 人	25.1 %
5 級	課長補佐・係長・主査	30 人	16.8 %
6 級	部長・課長	24 人	13.4 %

(注) 1 茨城町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区分	全職種	
	職員数	人
19年度	職員数 A	310
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	0
	比率 B/A	0.0 %
18年度	職員数 A	311
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	36
	比率 B/A	11.6 %

4 職員の手当の状況（企業職を除く）

(1) 期末手当・勤勉手当

茨城町	茨城県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,804 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,912 千円	1人当たり平均支給額(19年度) — 千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.5) 月分 (0.7) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成20年4月1日現在）

茨城町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～30%加算) ・退職時特別昇給 勸奨退職の場合 8号給以内	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 15,071 千円	27,426 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 茨城町の定年前早期退職特例措置のうち、20%を超える加算率については、平成16年4月1日から平成21年3月31日までに勸奨退職する職員のうち45歳以上かつ勤続20年以上の職員に適用されます。

(3) 地域手当（平成20年4月1日現在）

茨城町では支給していません。

(4) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)	3,173 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	37,328 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	28.8 %
手当の種類(手当数)	13

手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	町税の賦課及び徴収に関する事務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,000円
国民健康保険税事務手当	国民健康保険税の事務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,000円
出納業務手当	出納業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,000円
感染症防疫作業手当	感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	左記業務に従事した職員	日額1,500円
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員	左記業務に従事した職員	1件 3,000円
救急業務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員が、救急業務に従事したとき	左記業務に従事した職員	1回200円

機関勤務手当	自動車運転の資格を有し、機関の運用操作に従事する者	左記業務に従事した職員	月額正機関員2,000円、副機関員1,500円
特殊無線技士手当	無線従事者の資格を有しその取扱いをする消防職員	左記業務に従事した職員	月額100円
出動手当	災害に出勤し、防衛活動及び救護活動に従事した消防職員	左記業務に従事した職員	1回200円
夜間特殊業務手当	消防本部及び消防署に勤務する消防職員で交替制勤務を正規の勤務としているものが深夜勤務(午後10時から翌日午前5時まで)に従事した場合	左記業務に従事した職員	深夜勤務時間が5時間以上の場合300円、深夜勤務時間が2時間以上の5時間未満の場合200円、深夜勤務時間が2時間未満の場合150円
救急救命士手当	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額3,000円
保健師業務手当	保健師業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,500円
保育士業務手当	保育士業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額6,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	63,128 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	242,799 円
支給実績(18年度決算)	55,718 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	202,610 円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(6) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円(配偶者がいない場合1人のみ11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	42,549 千円	250,285 円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給(家賃の額に応じて27,000円限度に支給) ・自宅の場合 世帯主である職員に対し支給 新築又は購入後5年間 2,500円 新築又は購入後5年経過 1,000円	同じ 異なる	— 国は、新築又は購入後5年間2,500円のみ	10,713 千円	83,695 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヵ月定期の価額を基本として1ヵ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用する場合 使用距離等を勘案し2,000円～25,000円を支給	同じ	—	32,930 千円	113,552 円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給する。 部長 給料月額10% 課長 給料月額8%	異なる	国は、「俸給の特別調整額」として、管理職員の職務、職責に応じて人事院規則で定める支給割合(8/100～25/100)を、当該管理職員の俸給月額に乗じて得た額を支給	14,589 千円	486,313 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日(代休を指定されたときは休日に代わる代休日)における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給与額×135/100	同じ	—	13,557 千円	410,814 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時)に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給与額×25/100	同じ	—	2,895 千円	85,143 円
職員派遣手当	県及び他の団体に派遣された職員に対し派遣手当を支給する。 月額20,000円とする。ただし、派遣先より同種の手当が支給される場合は、支給しない。	異なる	—	480 千円	240,000 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,200円/回(勤務時間5時間未満 2,100円/回)	同じ	—	378 千円	54,000 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給(1回あたりの単価) ・部長、課長とも 8,000円(6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	848 千円	35,333 円

5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区分	給料		月額		等
	町長	694,000	(868,000)	円	(参考)類似団体における最高/最低額
副町長	567,000	(668,000)	円	915,000 円/	340,000 円
				750,000 円/	277,000 円
町長においては平成19年7月1日から平成23年4月26日まで20%、副町長にあつては平成19年7月1日から平成23年4月26日まで15%それぞれ給料月額から減額					
報酬	議長	354,000	円	499,000 円/	227,000 円
	副議長	318,000	円	430,000 円/	182,000 円
	議員	310,000	円	400,000 円/	157,000 円
期末手当	町長	(19年度支給割合)		月分 (役職加算(15%)加算措置有り)	
	副町長	3.35			
退職手当	議長	(19年度支給割合)		月分 (役職加算(15%)加算措置有り)	
	副議長	3.35			
退職手当	町長	(算定方式)		(支給時期)	
	副町長	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100		任期ごと	
		給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100		任期ごと	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

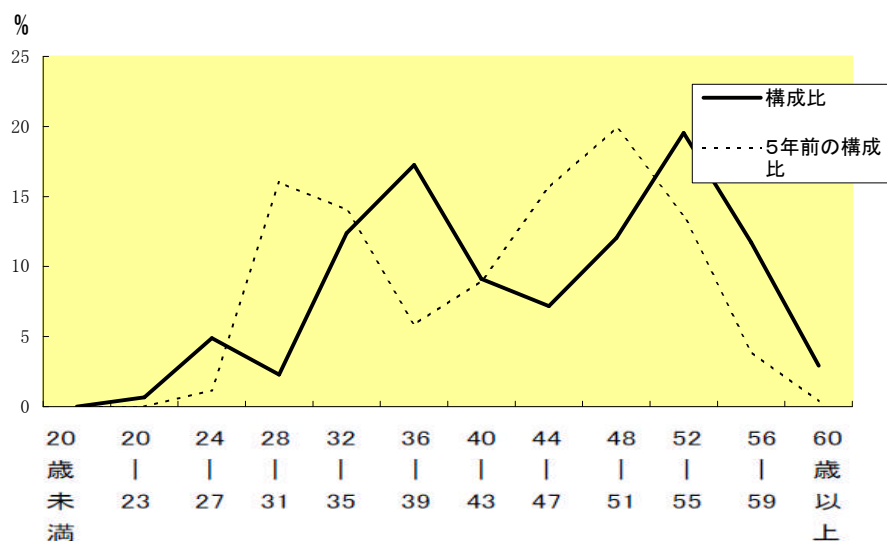
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成19年	平成20年	平成19年	平成20年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	46	47	1	防災業務内容の充実
		税務	20	20	0	
		農林水産	20	21	1	農業企画業務の充実
		商工	8	6	△2	商工関係業務組織機構改革に伴う減
		土木	31	28	△3	街路事業業務の組織機構改革に伴う減
		民生衛生	26	29	3	子育て支援、幼児対策業務の充実
	計	166	166	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数47.14人 (類似団体の人口1万人当たり職員数52.29人)	
	教育	50	47	△3	子育て支援業務の民生部門への移管	
	消防	45	46	1	退職見込者補充	
	小計	261	259	△2	<参考> 人口1万人当たりの職員数73.55人 (類似団体の人口1万人当たり職員数70.31人)	
公営企業計等部門	水道	14	14	0		
	下水道	10	12	2	農業集落排水新規事業に伴う増	
	その他	25	20	△5	地域包括支援業務の委託による減	
	小計	49	46	△3		
合計		310	305	△5		
		[388]	[388]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳)	24歳)	28歳)	32歳)	36歳)	40歳)	44歳)	48歳)	52歳)	56歳)	60歳以上	計
職員数	0人	2人	15人	7人	38人	53人	28人	22人	37人	60人	36人	9人	307人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	22人削減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

300名予定

③ 定員適正化計画の年次別計画の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	16年	19年	20年	21年	17年度～22年度計	(参考) 数値目標
		計画前年	2年目	3年目	4年目		
全部門	減員		8	8	6	36	22人削減
	増員		5	3	3	14	
	差引		△3	△5	△3	△22 (100%)	
	職員数	323	310	305	302	300	

(注) 1 計画期間は、17年度～21年度の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
19年度	711,601	43,381	104,370	14.7	15.1

区分	職員数 A	給 与			費 計 B	一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
		千円	千円	千円	千円	千円
19年度	14	56,135	8,419	23,825	88,379	6,313

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

イ ①一般職について、給料を一律3%減額しています。(実施期間:平成20年4月1日～平成22年3月31日)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成20年4月1日現在)

区 分	平均年 齢	基本給	平均月収額
茨 城 町	43 歳 3 月	348,494 円	526,541 円
団 体 平 均	45 歳 5 月	374,552 円	571,242 円
事 業 者	歳 月		円

(注) 1 「基本給」、給料及び扶養手当の合計額です。

2 「平均月収額」は、期末・勤勉手当等を含む1人当たりの平均年収を12で除して得た額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城町		茨城町(企業職を除く職員)	
1人当たり平均支給額(19年度)	1,702 千円	1人当たり平均支給額(19年度)	1,804 千円
(19年度支給割合)		(19年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.5 月分	3.0 月分	1.5 月分
(1.5) 月分	(0.7) 月分	(1.5) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成20年4月1日現在)

茨城町				茨城町(企業職を除く職員)			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置(2%～30%加算)				・定年前早期退職特例措置(2%～30%加算)			
・退職時特別昇給				・退職時特別昇給			
勸奨退職の場合 8号給以内				勸奨退職の場合 8号給以内			
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円		1人当たり平均支給額	15,071 千円	27,426 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 調整手当（平成20年4月1日現在）
茨城町では支給していません。

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績(19年度決算)	175 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	13,477 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	92.8 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道業務手当	水道業務に従事した職員	左記業務に従事した職員	月額1,000円
水道施設管理業務手当	勤務時間外に水道施設の管理業務に従事した場合	左記業務に従事した職員	夜間10時以降出勤の場合1回1,000円、年末年始施設管理巡回勤務の場合日額3,200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	2,904 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	223,387 円
支給実績(18年度決算)	4,267 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	328,241 円

カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円(配偶者がいない場合1人のみ11,000円) ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	2,412 千円	267,944 円
住居手当	・借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給(家賃の額に応じ27,000円限度に支給) ・自宅の場合 世帯主である職員に対し支給 新築又は購入後5年間 2,500円 新築又は購入後5年経過 1,000円	同じ	—	902 千円	112,688 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヵ月定期の価額を基本として1ヵ月あたり55,000円を限度に支給 ・自動車等を使用する場合 使用距離等を勘案し2,000円～25,000円を支給	同じ	—	1,602 千円	114,405 円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給する。 部長 給料月額10% 課長 給料月額8%	同じ	—	425 千円	424,704 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で連休日又は休日に勤務した場合に支給(1回あたりの単価) ・部長、課長とも 8,000円 (6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額)	同じ	—	0 千円	0 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

→ 「6 職員数の状況」に含まれています。